

千葉市監査委員告示第 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 2 条第 5 項の規定により、千葉市職員措置請求（7 千監（住）第 1 号）に係る監査を行ったので、監査結果を別紙のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 2 7 日

千葉市監査委員	宍	倉	輝	雄
同	宮	原	清	貴
同	石	井	茂	隆
同	青	山	雅	紀

内容

第 1	請求の受付	1
1	請求の要旨	1
2	監査請求人	3
3	請求書の提出日	3
4	請求の要件審査	3
第 2	監査の実施	3
1	監査の対象事項	3
2	監査対象部局	3
3	監査の日程	3
4	請求人の証拠の提出及び陳述	3
	（1）実施経過	3
	（2）請求人の陳述要旨	4
5	関係職員等の陳述	5
	（1）実施経過	5
	（2）関係職員等の陳述要旨	5
第 3	監査の結果	13
1	事実の確認	13
	（1）関係する法令等	13
	（2）本件債権に係る滞納処分等の経過について	13
	（3）本件債権に係る納付義務の消滅について	14
2	判断	14
	（1）本件監査請求の請求期限（本案前の争点）について	14
3	結論	17
4	意見	17

第 1 請求の受付

1 請求の要旨

本件監査請求の要旨は次のとおりである（以下、個人名を除き原文のまま掲載した。）。

1 請求の要旨

（１）請求の対象となる執行機関・職員

怠る事実であるところの滞納市税の時効完成に責任のある納税職員

ア 滞納処分執行停止取消の決裁を行った平成 31 年度東部市税事務所納税第一課の担当者、主査、課長補佐、課長、東部市税事務所長。

イ 時効が完成するまでに滞納処分執行停止取消通知を行わなかった平成 31 年度東部市税事務所納税第一課の担当者、主査、課長補佐、課長および令和 2 年度西部市税事務所納税第一課の担当者、主査、課長補佐、課長。

（２）請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

ア 千葉市東部市税事務所納税第一課は、平成 30 年 3 月 28 日付で本件請求人の滞納市税 42, 335, 100 円に対する滞納処分執行停止を行ったが、令和 2 年 2 月 3 日付でこれを取り消した。平成 31 年度から令和 7 年度まで、東部市税事務所納税第一課、西部市税事務所納税第一課が請求人の市税滞納に係る滞納整理を担当しているが、この間、滞納処分執行停止取消しを行ったことを請求人に対して通知していない。

イ 上記ア記載の執行停止取消しが通知されていないため、執行停止の取消しは効力を発していない。そのため、執行停止を行った平成 30 年 3 月 28 日から 3 年が経過し、執行停止対象の 42, 335, 100 円に対する時効が完成した。時効は完成したが、これに対する時効処理が行われていない。

ウ 時効が完成した平成 30 年 3 月 28 日付滞納処分執行停止の対象である 42, 335, 100 円に対し、東部市税事務所納税第一課は現在も請求を続け、公売予告通知を送り付けるなど違法な徴収を行っている。

（３）違法又は不当とする理由

ア 上記（２）アについて

地方税法第 15 条の 8 第 2 項は、「地方団体の長は、前項の規定により滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。」と、滞納処分の執行停止の取消しを通知しなければならないと定めている。また、民法第 97 条第 1 項は「意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」としており、相手方に到達していない意思表示は無効である。行政手続法第 14 条第 1 項は「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。」としている。通知を伴わな

い滞納処分執行停止の取消しは違法であり無効である。

イ 上記（２）イについて

地方税法第１５条の７第４項は、「第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。」と、執行停止後の時効消滅の期間が３年であると定めている。時効が完成したにも関わらず時効処理を行わないのは違法である。

ウ 上記（２）ウについて

時効が完成しており既に存在しない市税滞納について、公売予告を送付し、換価処分を行うと主張するのは違法である。

（４）市に生じている損害

金４２，３３５，１００円

滞納処分執行停止取消しの通知を行わず、また通知を行わないまま放置したこと（上記（２）ア）により、本来であれば正当に徴収が可能であった執行停止対象期別４２，３３５，１００円が時効完成により徴収不可能となり、市に損害が生じた。

（５）求める必要な措置

ア 上記（２）イについて時効処理を実行せよ。

イ 上記（１）の執行機関・職員に対し、徴収不能となった上記（４）の損害の補填を請求せよ。

（６）財務会計上の行為から１年が経過して請求する正当な理由

滞納処分執行停止取消しの通知は現在まで請求人に送付されておらず、また時効の完成した滞納市税の請求も現在まで続いている。従って１年が経過しているものではない。

（７）特記事項

怠る事実に関係した職員は、東部市税事務所納税第一課および西部市税事務所納税第一課職員であるが、本件請求人に対する滞納処分執行停止の取消し通知を送付しないことについては公益通報および訴訟の対象となっており、それら公益通報や訴訟上で千葉市は執行停止取消の無効、時効の完成を認めていない。時効の完成については、公益通報調査を行ったコンプライアンス推進室職員、訴訟の指定代理人となった職員に直接の責任はないが、時効が完成した後、現在まで請求人に対する違法不当な時効完成後の市税滞納の請求が続いていることについては、公益通報調査を行ったコンプライアンス推進室職員、訴訟の指定代理人であった職員にも責任がある。

（請求書添付の「事実証明書」略）

2 監査請求人

千葉市の住民 1 名

3 請求書の提出日

令和 7 年 6 月 3 0 日

4 請求の要件審査

本件監査請求については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「自治法」という。）第 2 4 2 条第 1 項の手続的な要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第 2 監査の実施

1 監査の対象事項

- (1) 市長は、監査対象職員に対し、監査対象職員が監査請求人（以下「請求人」という。）の滞納市税（市税に係る延滞金を含むものとする。以下同じ。）4 2, 3 3 5, 1 0 0 円（以下「本件債権」という。）の納付義務を消滅せしめたことが違法に財産の管理を怠る事実と該当するとして損害賠償の請求をすべきかを監査の対象とした。
- (2) なお、請求人は、上記第 1 の 1 (5) アの「滞納市税 4 2, 3 3 5, 1 0 0 円に係る時効処理を実行せよ。」と求める事項については、下記 4 の陳述手続において、請求を維持しない旨述べたため、上記 (1) の納付義務の消滅によって徴収不能となった 4 2, 3 3 5, 1 0 0 円の損害賠償請求を求める事項のみを監査の対象とした。

2 監査対象部局

財政局を監査対象部局とした。

3 監査の日程

年 月 日	内 容	
令和 7 年 7 月 8 日	令和 7 年度第 6 回監査委員会議	審議（第 1 回）
令和 7 年 7 月 2 3 日	令和 7 年度第 8 回監査委員会議	審議（第 2 回）
令和 7 年 7 月 3 0 日	令和 7 年度第 9 回監査委員会議	請求人及び関係職員の陳述（第 3 回）
令和 7 年 8 月 6 日	令和 7 年度第 1 0 回監査委員会議	審議（第 4 回）
令和 7 年 8 月 2 0 日	令和 7 年度第 1 1 回監査委員会議	審議（第 5 回）
令和 7 年 8 月 2 6 日	令和 7 年度第 1 2 回監査委員会議	審議（第 6 回）

4 請求人の証拠の提出及び陳述

(1) 実施経過

自治法第 2 4 2 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、令和 7 年 7 月

30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述書及び新たな証拠が提出されるとともに、請求人及び請求人の陳述代理人（以下単に「代理人」という。）から請求内容についての補足説明がなされた。

その際、自治法第242条第8項の規定に基づき、財政局の職員が立ち会った。

（２）請求人の陳述要旨

陳述の際、請求人及び代理人が本件監査請求の要旨を補足した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 代理人は千葉市職員であり、平成31年度（令和元年度）に東部市税事務所納税第一課に所属し、請求人の市税滞納を担当していた。
- イ 令和2年2月3日付けで請求人の滞納市税に係る滞納処分執行停止取消しを行う際、課長補佐からは取消通知を送付しない旨指示があり、班長に相談しても指示は変わらなかった。
- ウ 令和2年4月、請求人の市税滞納案件は、西部市税事務所納税第一課に移管された。代理人から同課担当へは、滞納案件が滞納処分執行停止取消しを通知していない旨の引継ぎを行っているが、同課は年度内に時効到達することを知りながらこれに対応することなく時効完成まで放置した。
- エ 本件事案は、令和3年度に再び東部市税事務所納税第一課に移管されたが、西部市税事務所担当者から東部市税事務所担当者への引継ぎはなかった。
- オ 代理人は、執行停止の取消しを通知しないのは違法であるとして、内部公益通報（令和3年4月5日付け）及び外部公益通報（令和6年10月1日付け）を行った。
- カ 代理人が市を提訴した別件事案に係る訴訟（千葉地方裁判所令和4年（ワ）第1378号慰謝料請求事件、事実証明書5）において、市は、請求人に対する滞納処分執行停止の取消しを書面でも口頭でも行わなかったことを認めた。
- キ 代理人は、令和6年3月頃に、請求人に対し、令和2年2月3日付けの執行停止取消処分について、通知がないため違法・無効であることを情報提供した。ただし、請求人が確実にその証拠を入手したのは、公文書開示請求により開示を受けた令和6年5月29日である。
- ク 請求人は、令和6年6月3日付けで行政不服審査法に基づく審査請求を行い、「令和2年2月3日付けの滞納処分執行停止取消処分は、通知が行われていないため無効である」と主張した。令和7年3月14日に審理員意見書が裁決庁に提出されたが、その後速やかに行われるべき行政不服審査会への諮問が、現時点においても行われていない。

5 関係職員等の陳述

(1) 実施経過

令和7年7月30日、財政局の職員から陳述の聴取を行った。

その際、自治法第242条第8項の規定に基づき、請求人及び代理人が立ち会った。

(2) 関係職員等の陳述要旨

関係職員等が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 監査請求期間の徒過について（本案前の主張）

(ア)「公金の賦課又は徴収を怠る事実」及び「財産の管理を怠る事実」については、怠る事実が終了した後に、損害の補填等必要な措置を講ずべきことを求めて監査請求をした場合には、正当な理由がない限り、その怠る事実が終了した日から1年以内に監査請求を行わなければならないと解される。

(イ) 本件監査請求は、市が平成30年3月28日に請求人に滞納処分の執行停止をし、令和2年2月3日に執行停止の取消しをしたが、これを滞納者である請求人に通知していなかったことから、当該取消しの効力が発生せず、令和3年3月28日に執行停止後3年経過により滞納債権を消滅させたことが、「違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実」があると認めるときに該当し、当該損害を対象職員に対し請求するよう求めていると解される。そうすると、「怠る事実が終了した日」は令和3年3月28日であり、令和4年3月28日が自治法第242条第2項本文が定める1年間の監査請求期間の終期となると考えられる。

(ウ) 滞納者である請求人は、令和6年5月1日に市長に対して審査請求（以下「審査請求1」という。）を行った。その請求の趣旨は、滞納処分の執行停止から3年が経過して時効が完成しているため時効処理を求めるとともに、平成22年6月18日付け差押えについて差押解除を求めるというものであった。

さらに請求人は、令和6年5月29日に個人情報開示請求により、当該執行停止に係る滞納処分執行停止通知書及び未納金額明細書を取得した。

そして、同年6月3日には、市長に対し再度審査請求（以下「審査請求2」という。）を行っており、その請求の理由としては、当該執行停止の取消しについて、請求人に通知書が送達されておらず、取消しは無効である、というものであった。

(エ) 以上のとおり、請求人は令和6年6月3日に審査請求2において当該執行停止の取消しの通知がされていなかったため、当該取消しは無効であると主張していることから、遅くとも同日、すなわち令和6年6月3日には、「執行停止後3年間の期間の経過により請求人の滞納債務が消滅したことを知ることができた」と考えられる。そして、この時から相

当な期間内に監査請求したかどうかによって判断されることとなるが、本件監査請求は令和6年6月3日から約1年1か月を経過した令和7年6月30日に提出されているので、「相当な期間内に監査請求をした」とはいえないと考える。

(オ) よって、本件監査請求は不適法であり、却下されるべきである。

(カ) なお、本件監査請求を措置請求書記載の関係職員（以下「対象職員」という。）に対し、債権を消滅させたことによる損害賠償請求権の不行使という財産の管理を怠る事実にあたると再構成したとしても、同様の期間制限に服するべきものとする。

イ 請求の対象とすべき職員の範囲について（本案前の主張）

(ア) 本件監査請求は、滞納市税を徴収すべきであったにもかかわらず、それを怠り消滅させたことが「違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実」があると認めるときに該当し、怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置として、当該損害を関係職員に対し請求するよう求める住民監査請求であると考えられる。

その場合、損害賠償請求の相手方となるのは当該職員、つまり、財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するものとされている者、これらの者から権限の委任を受けるなどして権限を有するに至った者及び専決権者に限定される。

(イ) 千葉県決裁規程（平成4年千葉県訓令（甲）第1号）別表第1の3（1）の「（10）歳入の滞納処分の停止」において、「50万円以上」のものについては「市税事務所長」に専決権限があるとしている。そして、停止について市税事務所長に専決権限があることから、停止の取消しについても同所長に専決権限があると解される。

(ウ) したがって、対象職員のうち令和元年度の東部市税事務所長及び令和2年度の西部市税事務所長以外の職員に対する補填の請求を求めている部分については、不適法であり、却下されるべきである。

なお、本件監査請求を対象職員に対し、債権を消滅させたことによる損害賠償請求権の不行使という財産の管理を怠る事実にあたると再構成したとしても、同様に損害賠償の対象は市税事務所長に限定されるべきと考える。

ウ 本案の主張について

(ア) 本件の事実経過について

a 平成30年3月28日、市は請求人に対し、地方税法第15条の7第1項の規定に基づき、本件債権に係る滞納処分の執行停止を行った（以下「本件執行停止」という。）。

また、令和2年2月3日、市は請求人に対し、同法第15条の8第1項の規定に基づき、本件執行停止の取消しを行った（以下「本件取

消し」といい、本件取消しに係る処分を「本件処分」という。))。

なお、本件執行停止、本件取消しのいずれにおいても、請求人への通知は行っていなかった。

- b 令和4年12月19日、令和5年11月15日及び同月27日に、市は請求人に対し公売予告通知を送付し、滞納市税が完納されない場合には公売を進める旨を通知した。
- c 令和6年5月1日及び同年6月3日に、請求人から市に対し、本件に関する審査請求が提起されたことを踏まえ、公売手続を中断した。
- d 令和7年6月24日、市は、本件に関し、これまでの整理を改め、本件取消しの効力が発生しておらず、令和3年3月28日に執行停止後3年経過により本件債権が消滅したと判断するに至った。

(イ) 法の規定とこれまでの市の運用及び現在の状況について

- a 地方税法第15条の7第2項は、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないと規定し、同法第15条の8第2項は、滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないと規定している。

しかし、市は、ほとんどのケースで、滞納者に対し、滞納処分の執行停止の通知と執行停止の取消しの通知を行っていなかった。

当時通知を行っていなかったのは、本市の「市税等の滞納処分の執行停止に関する取扱基準」(以下「取扱基準」という。)に通知を行う旨の記載がなかったことや、税理士で市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)で研修講師を務める杉之内孝司が執筆した「地方税滞納整理の理論と実務 改訂版」(平成20年4月25日改訂版発行)には、滞納者に対する滞納処分の執行停止の通知は、その効力発生要件ではないと解されており、滞納処分の執行停止の取消しについても同様であると読み取ることのできる記載があったことなどが理由である。なお、平成28年7月20日福島地方裁判所いわき支部判決において、滞納者に対する通知が執行停止の取消しの効力発生要件ではないと解することに合理性があると判示されている。

- b 令和2年10月から統一滞納整理組織が稼働したことにより、令和3年4月、新たに市税事務所で取り扱うこととなる公課を含めた取扱基準を整備した際に、滞納処分の執行停止及びその取消しを行う場合はその旨を文書で通知する旨規定した。この改正においても、滞納処分の執行停止及びその取消しの通知は、その効力発生要件ではないとの考えに変更はなかったことから、令和3年3月以前に滞納処分の執行停止の取消しを行ったが通知を行っていない事案については、引き続き、滞納処分等により徴収を行うこととしていた。

なお、平成29年2月24日、上記訴訟の控訴審である仙台高等裁判所の判決において、通知は滞納処分再開の要件であり、処分の有効

要件であるとする見解が示されたが、同判決に関する総務省からの通知等はなく、市が直ちに同判決の存在を認識することはなかった。

- c 令和7年6月24日、市は、本件に関し、これまでの整理を改め、滞納処分執行停止の取消しの効力が発生していないと判断したが、これは以下の理由によるものである。
 - (a) 本件に関して審査請求2が提起されたことを受け、通知未送付の事案について、執行停止取消しの効果に疑義があることを認識し、改めて取消しの有効性について再考した。令和元年度の処分当時は、通知を有効要件と解さない上記文献の存在もあり、また、前記福島地方裁判所いわき支部判決において、総務省が「地方税法第15条の8第2項において、通知しなければならないとの規定はあるが、滞納処分執行停止取消の効力発生要件ではないと解される」と回答した旨の証拠の提出があったとの事実認定がされていたなど、一旦は処分の有効性を主張した。
 - (b) しかしながら、その後に改めて検討してみると、仙台高等裁判所の判決が国税徴収法の逐条解説で紹介されるとともに、審査請求2において、市が千葉県を通じて総務省に改めて確認した結果、同判決後においては、総務省の解釈が変更され、取消処分の通知の送達は効力発生要件であるとの認識を持っている旨の回答があるなど、通知の送達を有効要件とする解釈が現時点では定着していると思われる中で、本来、市税の徴収に当たって用いる強制力の行使は慎重に行うべきであることを併せ考えると、通知未送達の取消処分が有効であることを前提として、以後の滞納処分を進めることは適切ではないとの認識に至ったものである。
 - (c) 現時点においては、これまでの市の見解を改め、通知未送達の取消処分は無効であることを前提に、滞納管理システムに登録された取消処分のデータの修正作業に着手している。今後、滞納管理システムに登録されている執行停止の取消処分についての効果は無効とし、併せて、執行停止後3年間経過している滞納債権についてシステム上管理していたデータを消滅させる処理を行った上で、請求人に対し、処理後の適切な滞納債権額について通知する予定である。
 - (d) そのため、請求人の請求内容のうち、「時効消滅した滞納市税について時効処理をせよ。」との請求については、そもそも、自治法第242条第1項の住民監査請求ができる事項に当たらないと考えるが、今後、執行停止後3年経過により滞納債権が消滅したことを前提として手続を進めていく。

(ウ) 請求の対象となる職員について

請求の対象となる職員は、自治法第242条の2第1項第4号の「当該職員」である令和元年度の東部市税事務所長及び令和2年度の西部市

税事務所長に限られるべきであり、その理由は上記イのとおりである。なお、令和元年度と令和２年度で専決権者が変わっているのは、令和２年度に請求人の滞納整理事務が西部市税事務所納税第一課に移管されたからである。

（エ）職員の過失について

a 市税事務所長の過失について

本件事案においては、本件取消しを行った判断自体に誤りがあることが争点となるものではなく、通知を送らなかったことの是非が問われていると認識しているが、通知を送らずに本件取消しの効果を生じさせなかったことについては、次のとおり、当該職員である東部市税事務所長及び西部市税事務所長に過失はなかったと考えている。

通知を効力発生要件とは考えない文献の存在は令和元年度及び令和２年度当時も税務部内で広く認知されていたと考えられ、法に規定はあっても、実務上、必ずしも通知が効力発生要件ではないとする見解にも相当の根拠があると考えられていた。

また、本件取消しを行った時点では、取扱基準に、滞納者に通知を送付する旨の規定はなく、執行停止取消時に通知書の送付を求める運用とはなっていなかった。

本件処分を行ったのは、平成２９年２月２４日の仙台高等裁判所判決後ではあるものの、同判決について周知するような総務省からの通知等もなかったため、当時の職員は同判決の存在を認識するに至っていなかったと考えられる。市が通知を行うように取扱基準を改めたのは、上記ウ（イ）bのとおり令和３年４月である。

これらの事情からすれば、当該職員である令和元年度の東部市税事務所長及び令和２年度の西部市税事務所長が本件事案において決裁終了後に通知を送付していなかったことを認識していたかは明らかではないものの、仮に認識していたとしても、当時、通知の送付が効力発生要件であるとの認識に至らず、担当職員に対し通知の送付を強く指示しなかったことについて、過失があるとはいえないと考える。

b 本件措置請求書１（１）に記載の職員の過失について

（a）仮に、公金の徴収を怠り滞納債権を消滅させた職員に対する損害賠償請求権の不行使という財産の管理を怠る事実にあたると再構成して、対象職員のうち各市税事務所所属の担当者、主査、課長補佐及び課長に対し損害賠償請求を求めることが可能であるとしても、次のとおり、これらの職員には過失は認められない。

（b）まず、執行停止取消の決裁を行ったものの、当該取消処分について通知しなかった平成３１年度東部市税事務所納税第一課の担当者、主査、課長補佐及び課長についてであるが、本件取消しを起案

した担当職員及び当該職員以外にその決裁の内容を確認した主査、課長補佐及び課長に確認したところ、当時の運用として通知を送付する必要がないとの認識のもと、通知を送付しなかったとのことであり、通知の送付が取消処分の効力発生要件であるとの認識を持つに至っていなかったと推測される。

そして、通知の送付が効力発生要件であるとの認識を持つに至らなかったことについて過失があるかに関しては、法に規定はあるものの、その通知を効力発生要件とは考えない見解が存在することを認知し、また取扱基準にも通知の送付についての規定がなかったことからすれば、本件事案に係る滞納整理に関し、令和２年度に西部納税第一課に引き継ぐまでの間において、通知を送付することが取消処分の効力発生要件であるという認識を持つに至らなかったことについて、過失はないと考えている。

- (c) 次に、執行停止後３年経過により滞納債権が消滅するまでに滞納処分執行停止通知を行わなかった令和２年度西部市税事務所納税第一課の担当者、主査、課長補佐、課長についてであるが、本件事案に係る滞納整理は、令和２年度に東部納税第一課から西部納税第一課に引き継がれた。

通知を行わない執行停止の取消しの効果が無効であるとした場合、執行停止後３年経過で執行停止に係る滞納債権が消滅することとなるため、平成３０年３月２８日に執行停止を行っている本件事案において、執行停止に係る滞納債権は西部納税第一課が本件事案を所管していた令和２年度中の、令和３年３月２８日に消滅していたこととなる。

西部市税事務所納税第一課の担当者、主査、課長補佐及び課長が、本件取消しの通知を送らずに令和２年度中に滞納債権を消滅させたことについても、次のとおり、過失は認められないと考えている。

本来、滞納整理に着手することなく債権を消滅させてしまうことは避けるべきことであるため、滞納管理システムは、個々の滞納債権について時効完成等により債権が消滅する日付けを表示する機能を有している。徴収担当者は通常、滞納管理システムの表示を参考に、未着手のまま滞納債権が消滅することのないよう留意しながら、滞納整理を進めている。

しかしながら、通知未送達の取消処分を無効として滞納管理システムのデータの修正に着手したのは令和７年６月以降であるため、当然のことながら、令和２年度において、本件事案における執行停止取消処分はシステム上有効なものとして取り扱われていた。その結果、本件債権については、滞納管理システム上、滞納処分の対象とされ、債権が消滅しない状況が継続しているという処理をされ続けていたため、本件執行停止に係る滞納債権が令和３年３月２８日

に消滅する旨の表示がされることはなく、西部市税事務所納税第一課の職員は滞納債権が令和２年度中に消滅することを認識することは不可能であったと考えられる。

また、西部市税事務所納税第一課の職員も、執行停止の取消処分
の通知が処分の有効要件になっているという認識を持っていなかつたことについては、上記の東部市税事務所納税第一課の職員同様に過失はないと考えている。

対象職員のうち、担当者は本件事案以外にも進行管理すべき事案を多く抱えており、本件事案について債権が消滅する日が近く到来するために至急の対応が必要であるといった認識を持つことができない状況であり、前年度行われた取消処分の通知が未送達であることを課題として認識し、滞納債権消滅前に補填し、通知を行うべきであったとするのはあまりに酷であり、同担当者が債権消滅前に通知を行わなかったことに過失があると判断することは到底できない。

同様に、同課の主査、課長補佐及び課長についても債権消滅についての認識を持つことは困難であったと言わざるを得ず、通知を送付せずに債権を消滅させたことについて職員に過失を問うことはできないと考えている。

(オ) 市に生じている損害について

仮に、対象職員に過失が認められるとした場合に、市に生じている損害について述べる。

本件事案においては、令和２年２月３日付けで、地方税法第１５条の８第１項に基づき、「滞納処分ができる財産が判明したため」に執行停止の取消処分を行う判断をしている。

ただし、同日時点で、執行停止をした滞納債権の回収に関し、滞納処分を行うことにより回収可能と考えられていた金額は、執行停止をした滞納債権４２，３３５，１００円ではない。

市が差押えを行っていた請求人の不動産については、金融機関の根抵当権が設定されている。同法第１４条の１０の規定により、滞納債権の法定納期限以前に、当該不動産上に抵当権を設定しているときは、抵当権により担保される債権の回収が優先される。

このため、本市が根抵当権に優先して回収できる債権額は、根抵当権設定日より法定納期限が早いものに限られており、滞納債権４２，３３５，１００円全額の徴収は困難であったため、本件債権全てが当然に損害となるとは言えない。

(カ) 損害賠償請求の範囲について

事業者が従業員に対し損害賠償請求をするに当たっては、一般に、損

害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、損害の賠償又は求償の請求をすることができると解すべきであり（最高裁昭和51年7月8日判決・民集30巻7号689頁）、この理は、普通地方公共団体とその職員にも当てはまると解するのが相当であるとされている（大阪高裁平成25年2月27日判決）。

一例として、東京都のプール水流出事故に関する損害賠償請求の住民監査請求事案がある。これは、東京都の教育庁からプール水の流出防止について再三の周知徹底が求められていたにもかかわらず、事故が発生したという事情の下で、教育庁が損害額のおおむね50%を請求し、納付させた事案であったが、監査結果としては、怠る事實は認められないとして請求が棄却されたものである。

翻って本件事案について考えると、本件事案は、通知の送達に関しては、法律に規定はあったものの有効要件ではないと解する文献も存在していたこと、過去には総務省でも有効要件ではないと解していたこと、仙台高等裁判所の前記判決について特に周知されていなかったことなど既に述べた事情からすれば、通知が有効要件ではないとする見解にも取消時点では相応の根拠があったと解することも可能であったと考えられる。

仙台高等裁判所の前記判決以後、少なくとも現時点においては、国税徴収法の逐条解説に当該高裁の判決が引用され、総務省の解釈も変更されるなど、解釈がおおむね定着してきたことが確認でき、また、本来、市税の徴収に当たって用いる強制力の行使は慎重に行うべきであることを併せ考えると、通知の到達が効力発生要件であると解して通知未送達の事案についての以後の滞納処分を続行しないこととするのが適切であるという判断に至り、見解の見直しを行っているため、現時点において通知の送達が効力発生要件となることについて特段争うものではないが、現時点において以前の見解を見直すことと、過去の見解について、当時の職員に過失を認めることは全く別の問題と認識している。職員に過失を認めるに当たっては、当時の状況を踏まえ、より慎重な検討が必要であると考えている。

具体的には、市が令和2年度末まで取扱基準を改正していなかったことからすれば、取扱基準の改正までは、当時の職員は、通知の送達につき明示の職務命令を受けていなかったと解することもできるのであって、上記東京都の事例のような、再三の周知を受けていたという事情は全くない。

したがって、令和2年度以前の通知の未送達には職員自身には過失がないか、仮に何らかの過失が認められたとしても、損害の公平な分担という見地から職員に対し信義則上相当と認められる損害賠償請求権の範囲は、職員が再三注意喚起を受けていた上記東京都の事例と比してより縮減されるべきであり、当然のことながら、損害額の全額を請求する

のは信義則上相当と認められる範囲を明らかに超えていると言わざるを得ない。

第3 監査の結果

1 事実の確認

(1) 関係する法令等

ア 滞納処分の執行の停止について

地方税法第15条の7第1項第1号は、地方団体の長は、「滞納処分をすることができる財産がないと認めるとき」は、滞納者につき滞納処分の執行を停止することができる」と規定し、同条第2項は、滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないと規定している。

また、同条第4項は、滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅すると規定している。なお、この場合の3年の期間は、除斥期間とされており、滞納処分の停止期間中に、納付、搜索、交付要求等の時効の完成猶予及び更新事由があった場合でも、停止期間が満了したときは、納税義務は消滅することとなる（令和6年版国税徴収法基本通達逐条解説1237頁）。

イ 滞納処分の執行の停止の取消しについて

地方税法第15条の8第1項は、地方団体の長は、滞納処分の執行を停止した後3年以内に、その停止に係る滞納者につき前条第1項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならないと規定し、同条第2項は、滞納処分の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞納者に通知しなければならないと規定している。

ウ 市税等の滞納処分の執行停止に関する取扱基準について

市は、滞納処分の執行停止を積極的かつ適正に行うことを目的として、執行停止の効果や法令が定める要件・判断基準等を記載した取扱基準を定めている。本件処分を行った時点における取扱基準には、滞納処分の執行の停止又は停止の取消しをした際に、滞納者に停止通知書又は取消通知書を送付する旨の記載はなく、監査対象部局においては、当該各通知書を送付しない運用としていた。

しかし、令和3年4月1日付けで取扱基準を改正し、滞納処分の執行の停止又は停止の取消しを行う際には、滞納者に通知しなければならない旨を明記し、運用を変更している。

(2) 本件債権に係る滞納処分等の経過について

ア 請求人は、固定資産税・都市計画税等の確定延滞金42,335,100

円を滞納していた。

- イ 平成30年3月28日、市は、地方税法第15条の7第1項第1号の規定に基づき、本件債権の滞納処分に係る本件執行停止を行った。なお、本件執行停止に係る通知書については、請求人に対し送付していなかった。
- ウ 令和2年2月3日、市は、地方税法第15条の8第1項の規定に基づき、本件取消しを行った。なお、本件取消しに係る通知書については、請求人に対し送付していなかった。
- エ 令和4年12月19日、令和5年11月15日及び同月27日、市は、請求人に対し公売予告通知書を送付し、滞納市税が完納されない場合は差押えの対象とした不動産の公売を進める旨を通知した。
- オ 令和6年5月1日、請求人は、処分庁である市長に対し、審査請求1を行った。その請求の趣旨の記載内容は、「滞納処分の執行停止から3年が経過して時効が完成している（地方税法第15条の7第4項）ため時効処理を求めるとともに、平成22年6月18日付け差押えについて差押解除を求める。」というものであった。
- カ 令和6年6月3日、請求人は、処分庁である市長に対し、審査請求2を行った。その請求の趣旨は、本件取消しについて、請求人に通知書が送達されておらず、本件取消しは無効であるというものであった。
- キ 上記オ・カのとおり、請求人から市長に対し、本件処分に係る審査請求がされたことを受け、市は上記エの公売手続を中断した。

（3）本件債権に係る納付義務の消滅について

市は、地方税法第15条の8第2項の規定による滞納処分の執行停止の取消しに係る滞納者への通知について、取消処分の効力発生要件ではないと解し、滞納者へ通知書を送付しない運用としていた。このような考え方にに基づき、本件処分は請求人への通知を行っていなくても有効なものであると捉え、本件債権は消滅していないものとして解していた。

しかし、令和7年6月24日、市は、上記第2の5（2）ウ（イ）cに記載の理由から、従前までの見解を改め、滞納処分の執行停止の取消しは滞納者への通知が効力発生要件であり、通知がされていないときは本件処分の効力が発生しないため、本件債権が令和3年3月28日付けで消滅していたと解し、消滅を前提とした手続を進めていくことを決定した。

これによって、本件債権が消滅したことは、市と請求人との間において争いのない事実となった。

2 判断

（1）本件監査請求の請求期限（本案前の争点）について

- ア 請求人の主張は、「市長は、対象職員に対して損害賠償請求をすべきところ、これを怠っているので、請求をせよ。」というもので、その判断をするためには、本件債権の管理に係る特定の財務会計上の行為について、

地方税法という財務会計法規に違反して違法であるか否かの判断をしなければならない関係にあるといえる。よって、対象職員への損害賠償請求を怠る事実は、いわゆる不真正怠る事実として、財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として自治法第242条第2項に定める監査請求期間の制限に服すると解するのが相当である（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決）。

イ 怠る事実の終了

自治法第242条第2項本文は、同条第1項の規定による住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない旨定めている。

「これは、財務会計上の行為は、たとえそれが財務会計法規に違反して違法であるか、又は財務会計法規に照らして不当なものであるとしても、いつまでも監査請求ないし住民訴訟の対象となり得るものとしておくことは、法的安定性を損ない好ましくないことから、監査請求期間を、非継続的な財務会計上の行為については当該行為のあった日から、継続的な財務会計上の行為については当該行為の終わった日から、それぞれ1年間に限ることとしたものである（最高裁平成10年（行ヒ）第51号同14年7月2日第三小法廷判決・民集56巻6号1049頁参照）。

このような本件規定の趣旨からすれば、財産の管理を怠る事実に係る実体法上の請求権が除斥期間の経過により消滅するなどして怠る事実が終わった場合には、継続的な財務会計上の行為の終わった日から1年を経過したときはこれを対象とする監査請求を行うことができないのと同様に、怠る事実の終わった日から1年を経過したときはこれを対象とする監査請求を行うことができないものと解するのが相当である（最高裁平成19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1153頁参照）。」

これを本件監査請求についてみると、本件債権は令和3年3月28日に、除斥期間の経過によって消滅し、財産の管理を怠る事実が終了していることから、同日の翌日を基準として監査請求期間の制限に服することとなり、令和4年3月28日をもって1年の期間が経過したものと解せられる。

ただし、例外的に、自治法第242条第2項ただし書が規定する「監査請求期間を経過したことにつき正当な理由がある場合」には、上記1年の期間制限が徒過した場合でも監査請求が許容されるので、次に、「正当な理由」の有無について判断する。

ウ 正当な理由の有無について

（ア）自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由については、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に普通地方公共団体の執行機関、職員の財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができなかった場

合には、自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである。」(最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決・民集56巻7号1481頁)とされている。

「もっとも、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、上記正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである。」(最高裁平成14年10月15日第三小法廷判決・判例タイムズ1110号138頁以下・判例時報1807号79頁以下)

- (イ) 上記1(2)で認定したとおり、市は、本件執行停止及び本件取消しを行ったことについていずれも請求人に通知しておらず、また、令和3年3月28日付けで実質的に本件債権が消滅した後も、請求人に対し滞納処分を前提とした手続を続けていた。

しかし、請求人は、令和6年6月3日付けで本件処分の有効性を争う審査請求2を行っている。当該審査請求で、請求人は、本件処分が地方税法第15条の8第2項に規定する通知を欠く無効なものである旨主張していることから、遅くともこの令和6年6月3日の時点では、①滞納処分の執行停止の取消しが違法であって無効なこと、②よって、本件債権が除斥期間の経過により消滅したことなどの、本件処分の存在や経緯、問題点等について認識していたことは明らかである。

- (ウ) 以上からすれば、請求人は、遅くとも審査請求2を行った令和6年6月3日には、監査請求をするに足る程度に、本件債権の納付義務の消滅に係る事実の存在及び内容を知っていたものと認めるのが相当である。

したがって、同日から約1年1か月を経過してされた本件監査請求が、上記「相当な期間内」にされたものということとはできないことから、自治法第242条第2項ただし書にいう正当な理由があるとは認められない。

- (エ) この点について、請求人は、本件取消しに係る通知は請求人に送付されておらず、また時効の完成した滞納市税の請求も続いているため、監査請求期間が経過していない旨主張する。

しかし、遅くとも審査請求2を行った令和6年6月3日の時点では、請求人が監査請求をするに足る程度に、本件処分の問題点等及び本件債権の納付義務が消滅している可能性について知っていたと認められることは上記のとおりであり、本件監査請求を行った令和7年6月30

日までの約１年１か月の間において、監査請求を行うことに格別の支障があったとは認められない。

よって、市が本件債権の消滅に係る処理を行っていなかったとしても、監査請求を行わないことに正当な理由があるということとはできないから、請求人の主張は上記判断を左右しない。

3 結論

以上により、本件監査請求は、監査請求期間を徒過しているため、不適法であるから却下する。

4 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、この際意見を述べることにする。

市税に係る収入は、本市の自主財源の根幹をなすものであり、関係法令に基づく適正かつ公平な賦課徴収が求められる税務行政において、適正な運用を行っていなかったことに起因して本件事案が生じたことは誠に遺憾である。

市においては、滞納処分の執行停止及びその取消しを行う際は、その旨を文書で通知するよう、取扱基準に明記するなどの対策を既に講じているところではあるが、適正な事務処理について組織を挙げて徹底し、市民からの信頼回復に向けて全力で取り組むことを要望する。